

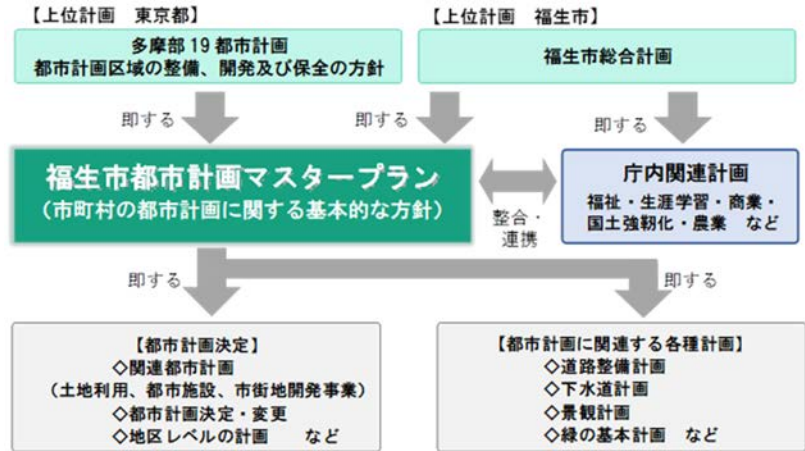
# 福生市都市計画マスタープラン（第2期）（案）

## 【概要版】

### ■計画の位置づけ（本編 P2）

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定する都市計画制度としてのマスタープランであり、「市の都市計画に関する基本的な方針」として、福生市の今後のまちづくりを進めていくために定めるものです。

策定にあたっては、「福生市総合計画（第5期）」を踏まえ、「福生市国土強靱化地域計画」や都市整備に関わる個別部門計画とも整合・連携を図ります。



【福生市都市計画マスタープランの位置づけ】

### ■計画の目標年次（本編 P5）

本計画はおおむね20年間の計画とし、目標年次を令和23年度末とします。

### ■福生市の目指すまちの姿（本編 P64）

本計画で目指すまちの姿は、「福生市総合計画（第5期）」を踏襲します。

人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ

### ■まちづくりの目標（本編 P65～P66）

目指すまちの姿の実現に向けて、まちづくりの目標を次のように定めます。  
また、関連性が強いと考えられるSDGsの目標をあわせて示します。

人々の交流がにぎわいを生み出す魅力  
あるまちづくり

住みたい・住み続けたいと思える  
安全・安心で快適なまちづくり

歴史・文化を継承し、暮らしの中に  
ゆとりと潤いが溶け込むまちづくり



### ■将来人口フレーム（本編 P67）

福生市総合計画（第5期）における将来人口推計に基づき、令和23年度の将来人口を47,900人とします。



## ■将来都市構造 (本編 P68~P74)

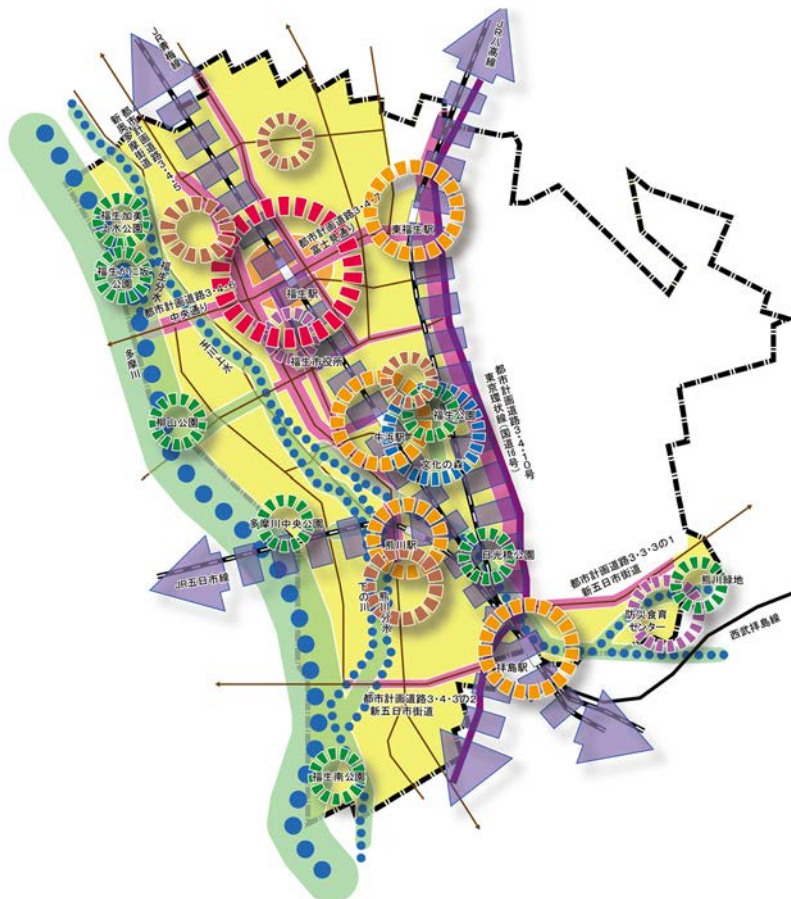
福生市のまちづくりの目標の実現に向けて、土地利用の現状やこれまでの市街地形成の過程、今後のプロジェクトなどを踏まえ、以下の「拠点」と「軸」の整備を骨格として都市整備を進めます。

### 【拠点】 (本編 P68~P70)

中心拠点	◇多様な都市機能を誘導、人々が活発に行き交うウォーカブルなまちづくりを推進する重点エリアとして、にぎわいと交流を創出
生活拠点	◇主に周辺地域に生活する人々の利便性の維持・向上に向けて、生活利便施設などを誘導
緑と水の拠点	◇将来にわたり機能を維持するとともに、多様なニーズに応じた機能を充実
文化・スポーツ交流拠点	◇多世代が交流し歴史文化を育む場を創出、健康増進に寄与するスポーツを通じた交流促進
防災拠点	◇機能の維持と充実、災害時の強靭性を向上
地域行政サービス拠点	◇「福生市個別施設計画」に基づき、4つの小学校施設を核にした公共施設再配置を推進、人口減少下においても持続可能な行政運営を実現し、地域のさらなる利便性を向上

### 【軸】 (本編 P71~P73)

広域連携軸	幹線軸	ウォーカブル軸 (にぎわい交流軸)	ウォーカブル軸 (緑と水のネットワーク)
◇鉄道の維持・充実、広域的な連携・交流による市の活力向上・交流人口を促進 ◇国道 16 号における広域的な連携・交流を促進、災害時における緊急輸送道路としての機能強化	◇周辺地域とのアクセスを強化、バリアフリー化の推進による円滑で快適な道路ネットワークを形成 ◇沿道建築物の耐震化や不燃化などによる機能強化	◇多様な都市機能の誘導や地域特性に応じた魅力ある景観形成などによる、誰もが歩いて楽しめるウォーカブルな都市空間を形成 ◇バス路線の維持・充実	◇緑と水の連続したネットワークを形成するとともに、誰もが歩いて楽しめるウォーカブルな都市空間を形成



凡 例			
	中心拠点		広域連携軸
	生活拠点		幹線軸
	緑と水の拠点		ウォーカブル軸: にぎわい交流軸
	文化・スポーツ交流拠点		ウォーカブル軸: 緑と水のネットワーク
	防災拠点		
	地域行政サービス拠点		
	ウォーカブル重点エリア		

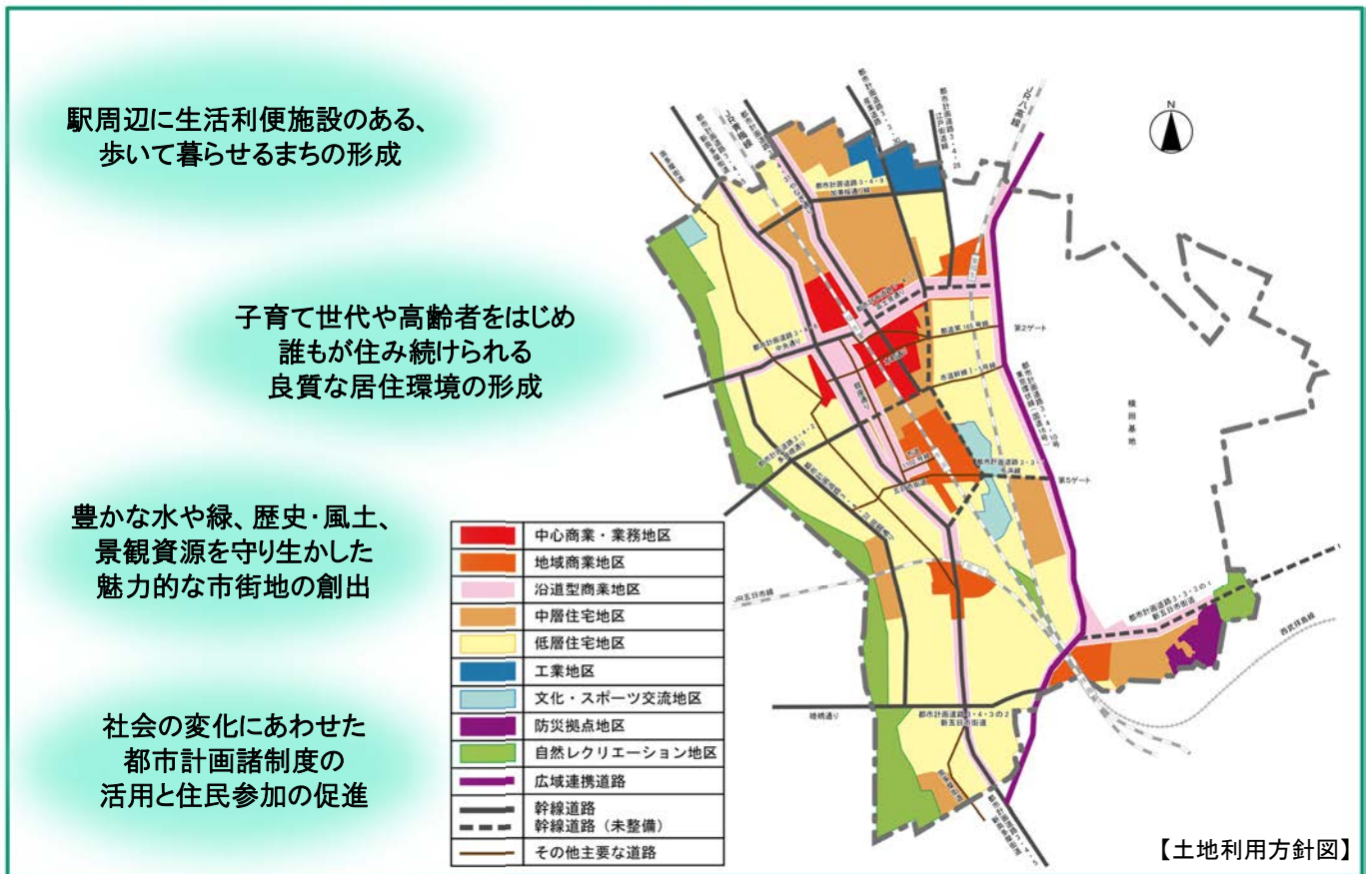
【将来都市構造図】



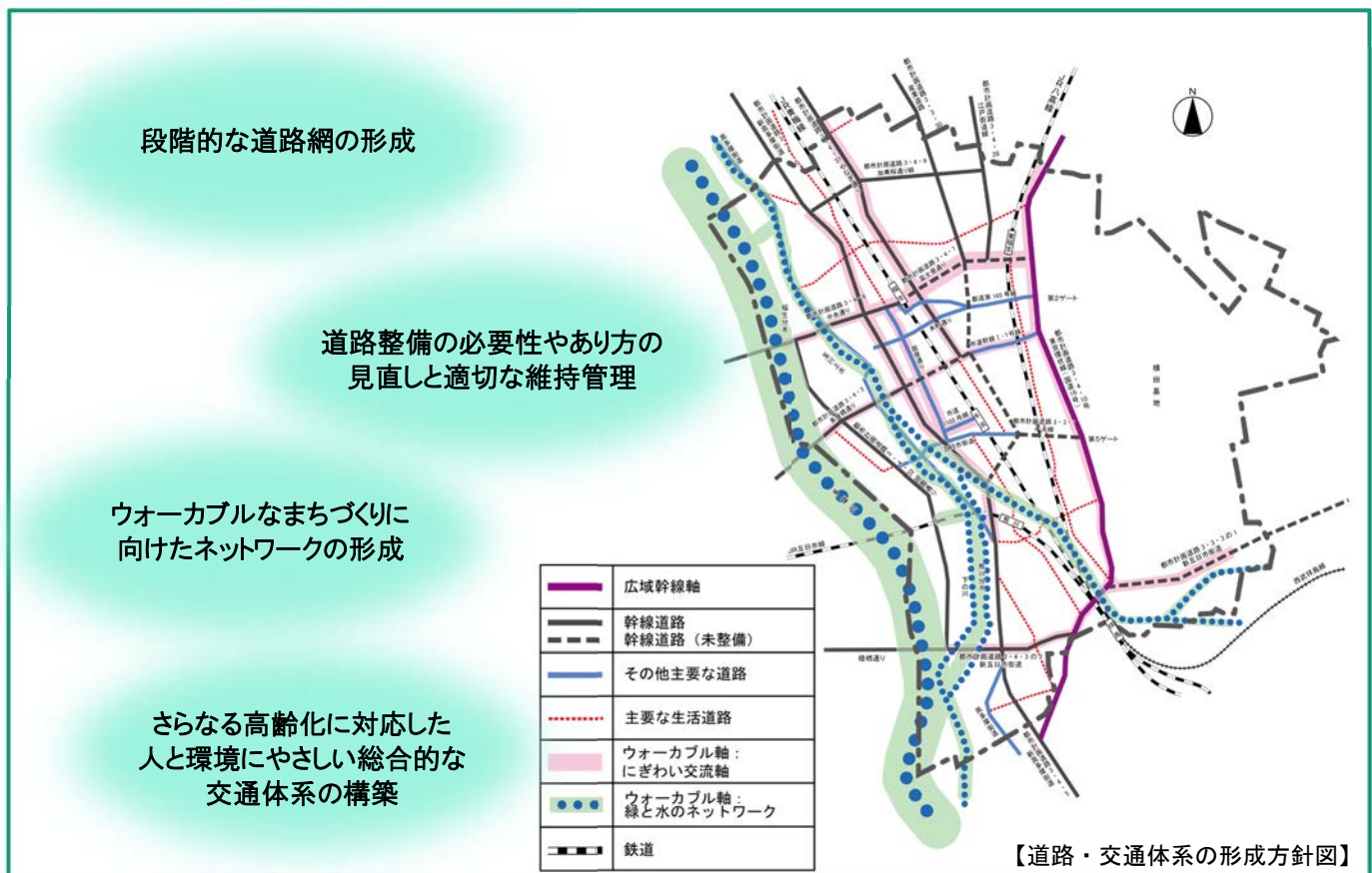


■分野別整備方針（本編 P75～P102）

【土地利用方針の基本的な考え方と方針図】（本編 P77～P83）



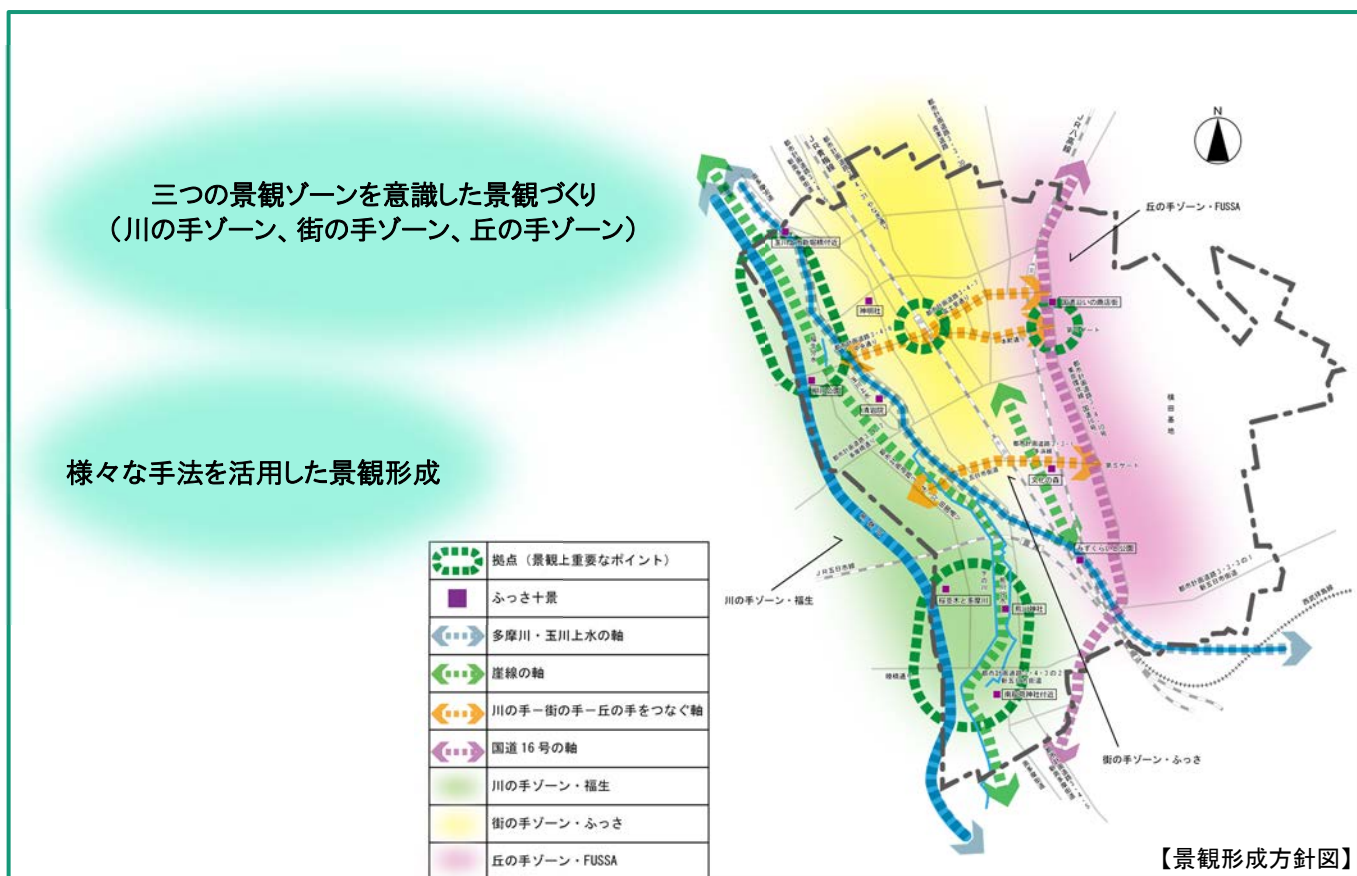
【道路・交通体系の形成方針の基本的な考え方と方針図】（本編 P84～P89）



【防災・防犯に配慮したまちの実現方針の基本的な考え方と方針図】 (本編 P90~P94)



【景観形成方針の基本的な考え方と方針図】 (本編 P95~P98)





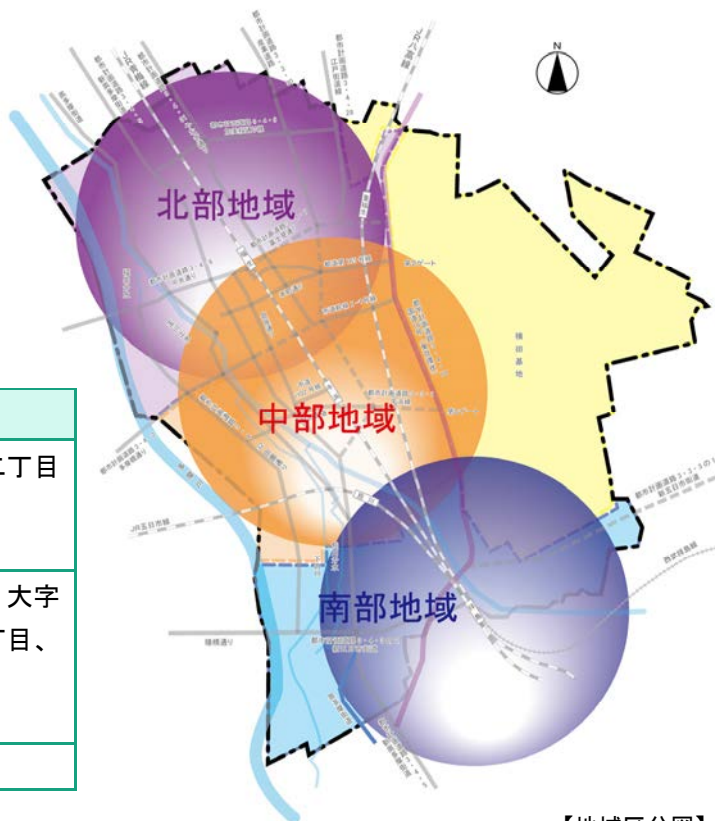


■地域別構想 (本編 P104～P135)

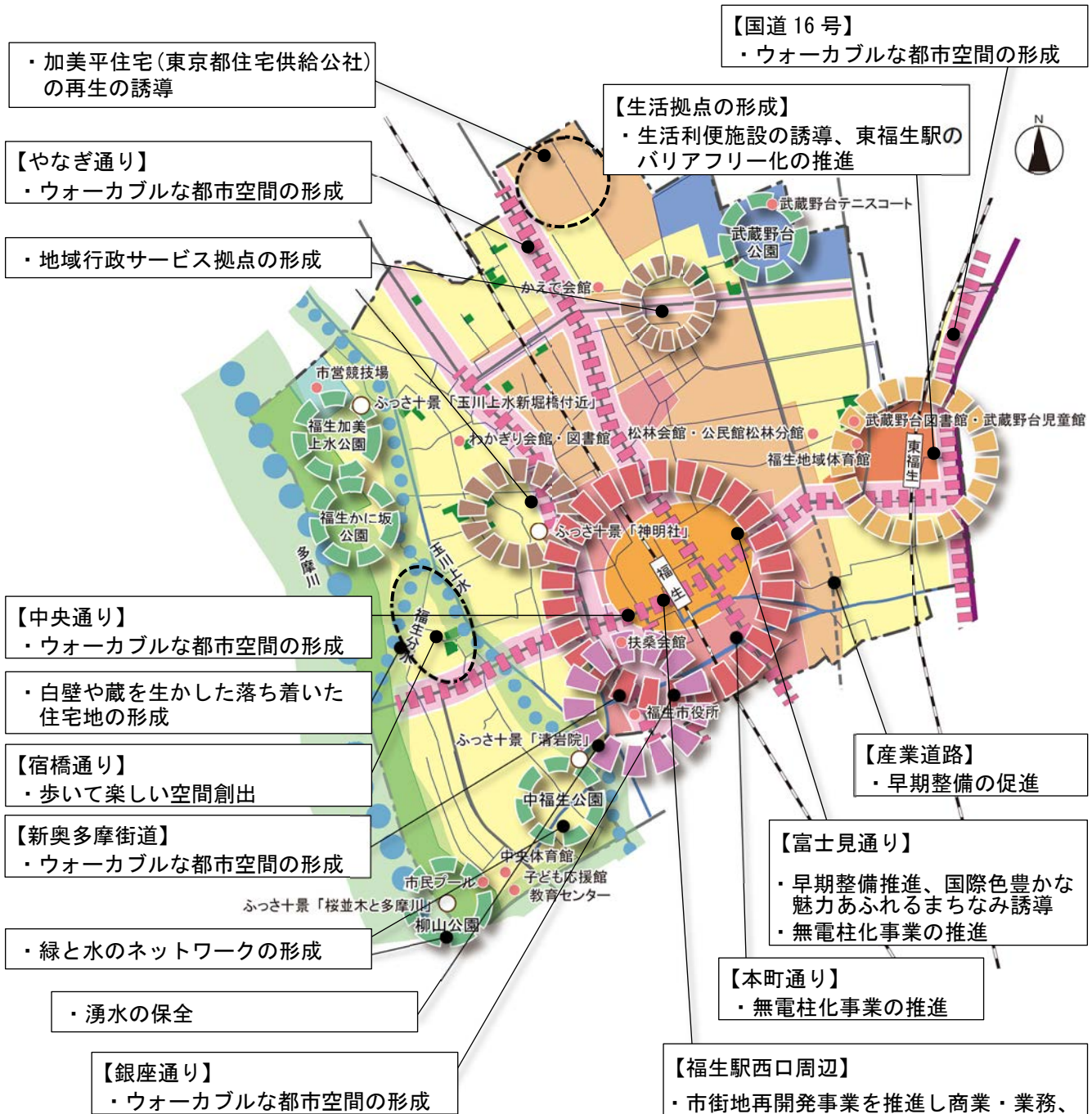
【地域区分の考え方】 (本編 P104)

◇地域区分については、福生市都市計画マスタープラン(第1期)を踏襲し、青梅線の鉄道駅を中心とした半径1km程度の円を生活圏と設定しつつ、道路などの地形地物や町丁目界を基に3つの地域区分に設定します。

地域名	対応する町丁目
北部地域	大字福生(一部)、本町、北田園二丁目 武蔵野台一丁目～二丁目、 加美平一丁目～四丁目、東町
中部地域	大字福生(一部)、大字熊川二宮、大字 福生二宮、牛浜、志茂、北田園一丁目、 南田園二丁目～三丁目、 大字熊川(一部)
南部地域	大字熊川(一部)、南田園一丁目



将来像:にぎわいのある歩いて楽しいまち



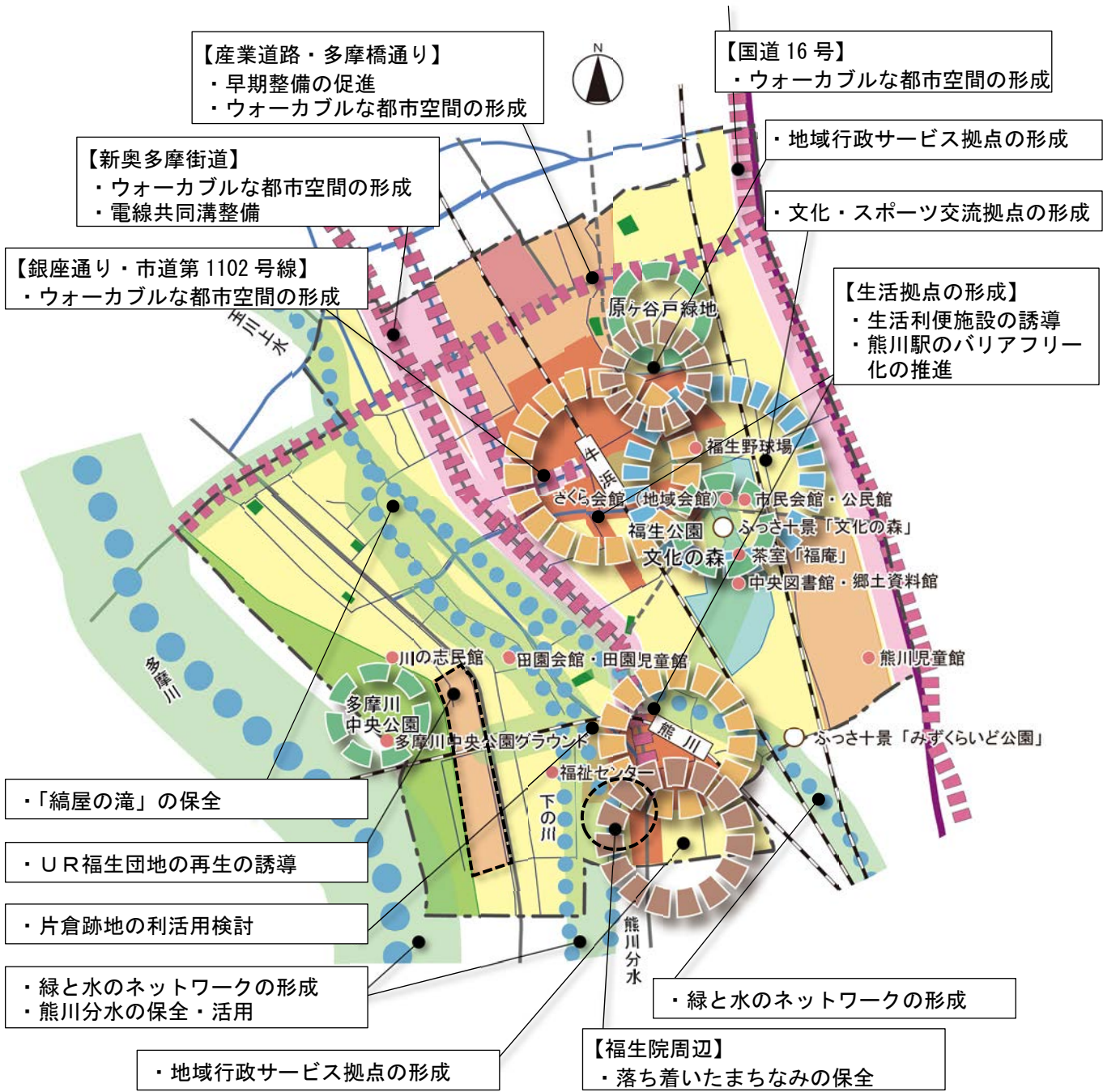
凡 例					
	中心拠点		中心商業・業務地区		生産緑地
	生活拠点		地域商業地区		行政サービス施設
	緑の拠点		沿道型商業地区		ふっさ十景
	防災拠点		中層住宅地区		幹線道路 (未整備)
	地域行政サービス拠点		低層住宅地区		其他主要な道路
	ウォーカブル重点エリア		工業地区		通学路
	ウォーカブル軸: にぎわい交流軸		自然レクリエーション地区		広域連携道路
	ウォーカブル軸: 緑と水のネットワーク				

【地域別方針図 (北部地域)】





将来像：潤いある暮らしの中に文化とスポーツが息づくまち

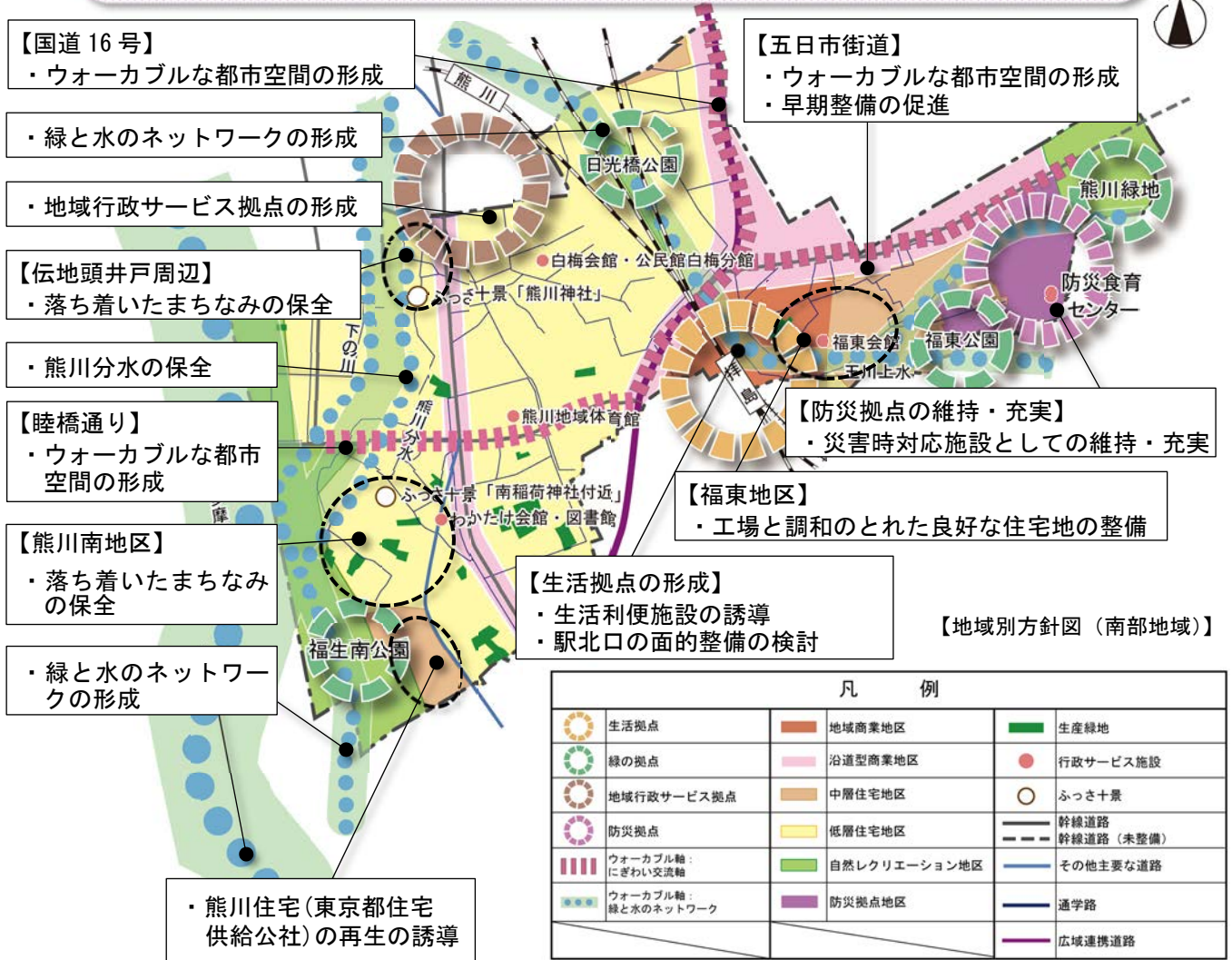


凡 例			
	生活拠点		中心商業・業務地区
	緑の拠点		地域商業地区
	文化・スポーツ交流拠点		沿道型商業地区
	地域行政サービス拠点		中層住宅地区
	ウォーカブル軸： にぎわい交流軸		低層住宅地区
	ウォーカブル軸： 緑と水のネットワーク		文化・スポーツ交流地区
			自然レクリエーション地区
			行政サービス施設
			ふっさ十景
			幹線道路 幹線道路（未整備）
			その他主要な道路
			通学路
			広域連携道路

【地域別方針図（中部地域）】



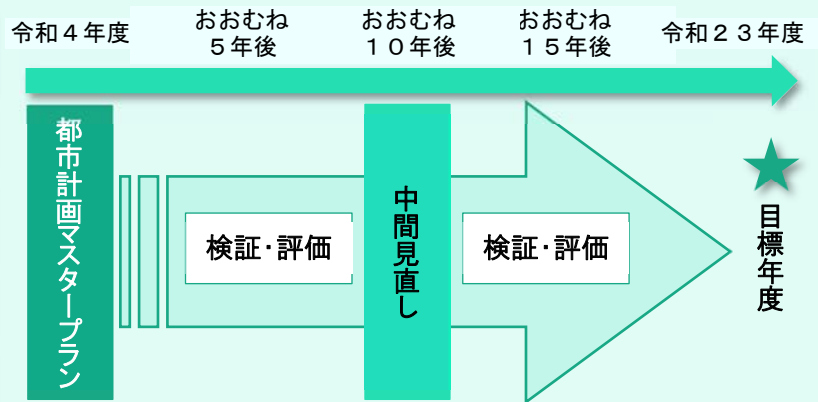
将来像：自然環境とも調和した活気のあるまち



■まちづくりの実現化方策 (本編 P138~P140)

以下の実現化方策に基づいて、多様な主体によるまちづくりへの積極的な参加を促し、本計画におけるまちづくりを推進していきます。

1. 市民・事業者・行政の相互協力によるまちづくりの推進
2. 事業化のための財源の確保
3. 適正な指導・誘導によるまちづくりの推進
4. 都市計画制度の活用
5. まちづくりの進捗状況に対する検証



【計画の進行管理・見直しのイメージ】

問合わせ先：福生市都市建設部まちづくり計画課

TEL：(042) 551-1952(直通)

FAX：(042) 551-0530

